

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第2回 外国人材活用総論2 ～入管法の概要～

皆さんこんにちは！リーガルナビ行政書士法人の李です。今回は日本人と外国人を雇用する場合の違いについて説明しました。外国人材活用術第2回は、入管法の概要と入管行政の特徴、外国人のビザについて解説していきます。

入管法の概要

入管法の正式名称は、「出入国管理及び難民認定法」です。名称のとおり、日本に入国、又は日本から出国する全ての人（日本人を含む）を対象とした法律です。入管法には主に次の内容が定められています。

- ① 出入国の管理
- ② 外国人の日本上陸許可
- ③ 外国人の日本における在留等の管理

つまり、外国人が日本へ入国し、生活する際の在留管理や各種手続などを制度化した法律です。日本に在留する全ての外国人は、この入管法に定める許可を得て日本で生活します。そのため外国人だけでなく、外国人材を活用する事業主も、この入管法について理解しておく必要があります。そして、国が入管法に則って外国人の出入国手続を行ったり、外国人の在留資格（後述）を管理したりすることを、俗に入管行政と言います。この入管行政を行うのは、法務省・出入国在留管理庁です。九州では福岡県に福岡出入国在留管理局が設置され、他の各県に出張所が設けられています。この局と出張所を合わせて俗に「入管」と呼び、外国人に関する手続の窓口となっています。

入管行政の特徴

入管行政の代表例として、在留資格許可申請があります。申請人は日本での生活を希望する外国人であり、入管は当該外国人が日本で生活するに相応しい者か否かを審査します。問題がなければ申請が許可され、当該外国人は日本で生活することが認められます。一方で、何らかの理由で申請が不許可となった場合は、当該外国人は日本に入国できない、または、速やかに日本から出国しなければなりません。このように入管の許可対象は人であり、外国人の在留歴、活動内容、素行など、様々な側面から在留審査が行われます。そのため入管行政には次のような特徴があります。

- ① 裁量の範囲が他の行政機関より広い
 - ② 審査期間が数週間～数ヶ月かかることもある
 - ③ 他の申請と類似している場合でも、同じ結果とは限らない
- このように入管行政は、国の他の行政機関が行う行政手続と違った独特な手続という特徴があります。

在留資格とビザ

外国人が日本で生活するために、個々に与えられる資格を、在留資格と言います。留学生なら「留学」、会社員なら「技術・人文知識・国際業務」、経営者なら「経営・管理」など、外国人が日本での生活を希望する理由（これを活動と言います）を類型化し、それに許可を与えたものが在留資格とも言えます。令和6年9月現在、在留資格は全29種類存在し、日本に入国している全ての外国人は、必ずいずれか一つの在留資格を付与されています。

外国人は原則として、付与された在留資格以外の活動を行うことは認められません。例えば留学生なら勉強する、A社の社員はA社で働くなどです。但し「資格外活動許可」を得ることで、例外としてアルバイトなどをすることがある場合があります。この資格外活動許可については、次回以降詳しく解説します。

在留資格と似た言葉に、ビザがあります。ビザとは、外国人が日本に入国するために、在外公館（外国にある日本大使館等）から付与される許可証のことです。つまりビザは日本に入国するための許可証です。日常では在留資格と同じ意味で使うことが多いですが、混同しないように注意しましょう。

今日は外国人材活用に必要な基礎知識として、入管法の概要等について解説しました。次回は在留資格について、もう少し詳細に解説します。次回以降もぜひご覧ください。



李 泳勲（い・よんぶん）
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士



HPIはこちら

2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。